

改正

令和2年2月3日告示第21号

佐久市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に事業所を有する中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって中小企業の振興に資するため、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第73条に規定する団体(以下「機構等」という。)と退職金共済契約を締結した中小企業者に対し、当該退職金共済掛金の一部を補助することについて、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 退職金共済契約 法第2条第3項又は所得税法施行令第64条第1項に規定する契約をいう。
- (3) 被共済者 退職金共済契約により機構等が、その者の退職について退職金を支給すべき者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有し、かつ、当該年内に新たに退職金共済契約を締結し、当該契約に基づき被共済者の掛金を納付した中小企業者又は退職金共済契約の既契約者であって、当該年内に新規に加入した被共済者の掛金を納付した中小企業者で、補助金の交付を申請するときに事業を営んでいる者をいう。

(補助基準)

第4条 市長は、前条の要件を備える中小企業者に対し、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から12月までの1か年以内を対象とし、退職金共済掛金年額の100分の20に相当する額を補助するものとする。ただし、被共済者1人につき年額7,200円を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に月別個人別共済掛金内訳書(様式第2号)及び機構等の発行する退職金共済手帳又は被共済者証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1月から12月までの分として支払った退職金共済掛金について、翌年3月20日までに行うものとする。

(補助金の決定及び通知)

第6条 市長は、前条に定める申請書を受領したときは、内容を審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、補助事業の完了後、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐久市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱(平成7年佐久市告示第12号)、臼田町商工業振興条例(昭和49年臼田町条例第2号)、臼田町商工業振興条例施行規則(昭和49年臼田町規則第1号)、浅科村商工業振興条例(平成12年浅科村条例第48号)又は浅科村商工業振興条例施行規則(平成12年浅科村規則第26号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和2年2月3日告示第21号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。